



富士見町消防団 第7分団



消防団とは？



消防団員は普段はそれぞれの仕事で働きながら防団活動に従事しています。

団員は、有事が発生した際に消防署、警察署と協力して活動します。

- ・火災発生時の消火活動
- ・風水害時の土のう積みや避難誘導等の水防活動
- ・行方不明者の搜索

消防団は地域の安心・安全を守る大切な組織です。

第7分団について



富士見町消防団は12分団で構成されています。

その中の一つである富士見町消防団第7分団は、乙事区、小六区を管轄しています。



定数28名

基本団員：25名

機能別団員：3名



基本団員とは？

災害時の対応、各種訓練や行事、点検などを行う団員

機能別消防団員とは？

基本団員が不足する昼間の災害対応を主として活動する団員



第7分団に配備されている消防車です。消防車は地元の子供たちに大人気です。名前は、七ちゃんです(仮)！！(´・ω・`)♪

小型動力ポンプ積載車

平成14年 配備

MT 4WD

普通免許（AT解除免許費用補助あり）



第7分団の活動記



・第7分団の活動内容です。

4, 5, 6 月	7, 8, 9 月
・ 春季訓練 ・ ポンプ操法大会訓練	・ OKKOH祭り警備 ・ 地区祭り警備
10, 11, 12 月	1, 2, 3 月
・ 秋季訓練 ・ 火災予防パレード ・ 年末特別警戒	・ 出初式 ・ どんど焼き警備 ・ 土手焼き警備

消防団員とは？



・地域とのかかわりは？

お祭りの警備

どんど焼きや土手焼きなど、火を取り扱う行事があるときは、警備防災委員の方と協力して地域と方と一緒に消火訓練を行います。

・主な訓練内容は？

有事の際に対して、ポンプなど扱う訓練を行っています。
毎月1日、15日は備品のチェックもしています。
ポンプ操法大会に向けた訓練も行っています。

・消防団員の手当ては？

年額報酬	団員：36500円 ※階級に応じて変動します。
出動報酬	災害時 4時間未満 4000円 4時間以上 8000円 災害以外 1回につき 1000円（年間事業計画に基づく訓練など）
公務災害補償	消防団活動中の負傷などは損害を補償します。
福祉共済	消防団活動に関わらず、事故や疾病により7日以上入院した場合などに 見舞金がもらえます。
退職報償金	消防団員として5年以上勤務して退職した者に、階級や勤務年数に応じて 退職報償金を支給します。



**消防団員募集中！
男女問いません！**



お問い合わせ先

富士見町消防課：電話 61-0119